

厚木愛甲環境施設組合パブリック・コメント手続実施要領

1 目的

厚木市、愛川町及び清川村の3市町村（以下「構成市町村」という。）は、一般廃棄物（ごみ）処理施設の老朽化など共通する課題に対応するため、構成市町村による広域的なごみ処理施設の整備に向け、平成15年12月に「厚木愛甲ごみ処理広域化基本計画」を策定し、平成16年4月に厚木愛甲環境施設組合（以下「組合」という。）を設置しました。

組合は、平成20年3月に「厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画」（以下「広域化実施計画」という。）を策定し、ごみ中間処理施設及び最終処分場の建設に向け事業を進めてまいりましたが、近年におけるごみ処理技術及び焼却灰の資源化技術の進展を踏まえ、新たな施設整備方針に基づく「ごみ中間処理施設整備基本計画」を策定すると共に広域化実施計画を改訂することといたしました。

パブリック・コメント手続の実施は、これら計画の策定及び改訂に先立ち、住民の皆様の御意見を募集するものです。

2 パブリック・コメント手続の実施期間

平成28年1月5日（火）から2月5日（金）まで

3 パブリック・コメント手続の対象

- (1) ごみ中間処理施設整備基本計画（案）
- (2) 厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画 改訂（案）

4 パブリック・コメント手続実施の周知方法

- (1) 構成市町村の広報紙（平成28年1月1日号）へ掲載
- (2) 組合のホームページへ掲載

5 資料等の閲覧方法

資料等は、実施期間中、組合のホームページ及び【指定場所】「パブリック・コメント閲覧場所一覧」において閲覧可能です。

6 意見提出資格

- (1) 構成市町村内に居住する方
- (2) 構成市町村内に通学し、又は通勤する方
- (3) 構成市町村内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 構成市町村に納税の義務がある方

7 意見提出方法

指定場所において提出される場合は、所定の用紙に記入の上、設置された意見回収箱へ投函してください。

郵送、ファックス及び電子メールで提出される場合は、住所、氏名及び連絡先を記入の上、組合事務局【問合せ先】へ送付又は送信してください。

8 提出された意見の取扱い

提出された意見は、計画策定等の参考にさせていただくとともに、個人情報を除き、組合のホームページ及び組合の事務室窓口において、意見に対する組合の考え方と共に公表させていただきます。

なお、提出された意見に対し、個別の回答はいたしかねますので御了承ください。

【指定場所】 「厚木愛甲環境施設組合パブリック・コメント閲覧場所一覧」

1	厚木愛甲環境施設組合事務室（窓口）
2	厚木市役所本庁舎 1階 市政情報コーナー
3	厚木市環境センター 管理事務所（窓口）
4	厚木市立厚木北公民館・地区市民センター
5	厚木市立厚木南公民館・地区市民センター
6	厚木市立依知北公民館・地区市民センター
7	厚木市立依知南公民館・地区市民センター
8	厚木市立睦合北公民館・地区市民センター
9	厚木市立睦合南公民館・地区市民センター
10	厚木市立睦合西公民館・地区市民センター
11	厚木市立荻野公民館・地区市民センター
12	厚木市立荻野公民館 上荻野分館・市役所連絡所
13	厚木市立小鮎公民館・地区市民センター
14	厚木市立南毛利公民館・地区市民センター
15	厚木市立愛甲公民館・地区市民センター
16	厚木市立玉川公民館・地区市民センター
17	厚木市立相川公民館・地区市民センター
18	厚木市立緑ヶ丘公民館・地区市民センター
19	厚木市立森の里公民館・地区市民センター
20	愛川町役場庁舎 1階ホール 町政情報コーナー
21	愛川町役場 中津出張所
22	愛川町役場 半原出張所
23	清川村役場 税務住民課（窓口）

【問合せ先】

厚木愛甲環境施設組合事務局

〒243-0017

神奈川県 厚木市栄町1-16-15 厚木商工会議所 4階

電話 : 046-297-1153

ファックス : 046-221-5322

電子メール : atsugi-aiko@r3.dion.ne.jp

ホームページ : <http://www.h7.dion.ne.jp/~atsuai-k>